

県有施設等における公共用 EV 充電設備導入事業 仕様書

県有施設等における公共用 EV 充電設備導入事業仕様書（以下、「仕様書」という。）は、千葉県（以下、「本県」という。）が保有する施設に、公共用 EV 充電設備（以下、「充電設備」という。）を設置・運用する事業の内容を示すものであり、本県と協定を締結して本事業を実施する事業者（以下、「実施事業者」という。）は、本仕様書に定める事項について適正に履行すること。

1. 事業目的

県有施設等（県立都市公園、県立自然公園及び県立博物館）の駐車場における充電インフラの整備を通じて、EV の普及促進を図るとともに、当該施設における利便性の向上等を図る。

2. 実施期間

- (1) 別紙に示す候補施設について、令和9年度末日までに、充電設備の設置・運用を開始すること。
- (2) 充電設備の運用期間は、運用開始後8か年が経過した日が属する年度の末日までの期間とする。ただし、本県との協議により、期間を延長することとなった場合は、この限りではない。

3. 候補施設（充電設備の設置場所）

別紙の候補施設において、以下の条件を踏まえて充電設備を設置すること。

- (1) 設置の際は、当該施設の運営・維持管理等に支障とならない場所及び構造とすること。
- (2) 充電設備の運用時間は、設置する施設（駐車場）の営業日・時間と同一とする。

4. 充電設備の種類及び設置条件

(1) 設置する充電設備の種類

充電設備の種類は普通充電器（出力6kW以上）又は急速充電器（出力50kW以上）とする。

(2) 普通充電器の設置条件

普通充電器を設置する場合は、1施設につき2口以上設置すること。

(3) 急速充電器の設置条件

急速充電器を県立都市公園に設置する場合は、受変電設備、充電設備及び付帯設備の配置を工夫し、既存の車室数を減らさないこと（車室の減少は不可とする）。なお、県立都市公園以外に設置する場合の既存の車室数の取扱については、事業者の提案内容及び現地調査結果等を踏まえ、本県と協議の上で決定するものとする。

(4) 電力の調達について

充電時の電力については、実施事業者が新規に電線引込工事を行った上で、小売電力事業者と電力供給契約を締結することにより、直接調達すること。

5. 業務内容及び役割分担

本事業の業務内容、及び本県と実施事業者の役割分担は、下記のとおりとする。

(1) 千葉県

- ア 事業全体の総括
- イ 充電設備を設置する場所の確保
- ウ 本県ホームページ等による事業の広報・周知

(2) 実施事業者

- ア 別紙に示す候補施設の現地調査及び充電設備の設置（電線の新規引込工事等を含む）
- イ 上記2に示す実施期間における充電設備の維持管理（機器の修繕や更新等を含む）
- ウ 施設利用者への充電サービスの提供及び運営、並びにこれに必要な認証機能及び利用実績を管理するシステムの維持管理等（充電課金システム等を含む）
- エ 指定管理者等との円滑な連携
- オ 利用者への周知・広報
- カ 使用実態等の各種データの収集、及び本県への提供
- キ 本事業の実施に必要な関係法令等に基づく各種許認可及び申請手続き

6. 事業費用

- (1) 現地調査、充電設備の設置（電線の新規引込工事等を含む）、維持管理や充電サービスの運営等（充電に係る電気料金等を含む）に関する費用は、実施事業者の負担とする。
- (2) 本事業の実施期間（当該期間が延長された場合は、延長後の実施期間）終了後、実施事業者は速やかに原状回復を行うものとする。撤去及び原状回復に関する費用は、実施事業者の負担とする。

7. 利用料金、利用方法

- (1) 適切な利用料金を設定すること。
- (2) 利便性の高い利用システムを構築すること。

8. 運営・問い合わせ対応

- (1) 利用者からの問い合わせや故障、苦情等に円滑に対応するため、組織化された運営体制を確立し、常時、適切な人員を配置すること。
- (2) 問い合わせや故障、苦情等が発生した場合は、速やかに本県への報告を行うとともに、復旧等の適切な措置を取ること。
- (3) 利用者の個人情報等は法令に基づき適正に管理するなど、適切な情報セキュリティ

ィ対策をとること。

9. 事業報告

利用実態に関する各種データを収集し、四半期毎に県へ報告書を提出すること。
本県からの求めがあった場合には、当該データを本県へ提供すること。

10. その他

- (1) 県立都市公園に充電設備及び付帯設備（電線、引込電柱、引込開閉器箱、受変電設備等）を設置する際には、都市公園法施行令第16条第1号の規定に基づき、電線は、やむを得ない場合を除き、地下に設けること。
- (2) 各施設へ充電設備及び付帯設備を設置する際は、できる限り風致及び美観、機能を害しないものとする。
- (3) 原則として、全ての候補施設に充電設備の設置を求めるものとするが、施設条件により事業の採算確保が困難と見込まれる施設については、実施事業者の提案に基づき、当該施設を設置対象から除外することができるものとする。
- (4) 各施設への充電設備の設置可否については、実施事業者による提案内容や設計等を踏まえ、県において最終的に判断する。
- (5) 実施事業者は、本事業の実施により得た情報について、本事業遂行以外の目的で利用してはならない。
- (6) 実施事業者は、関係法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもって、真摯かつ誠実に本事業を遂行すること。
- (7) その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事項が生じた場合は、本県と協議した上で業務を進めること。

別紙：設置候補施設一覧

No.	施設名	住所	駐車場 名称	駐車場 台数	利用 時間	休業日	料金設定	来場者数	留意事項
県立都市公園 7 施設									
1	青葉の森公園	千葉市中央区青葉町 977-1	北口	普通 127・ 大型 8	8:30 ～ 17:30	年末年始	準中型・普通：4 時間以内 300 円、4～8 時間 600 円、 以後 1 時間ごと 100 円 中型・大型：1 回 2,400 円	612,849	一方の駐車場への設置とする
			西口	普通 145	8:30 ～ 17:30	年末年始			
2	幕張海浜公園	千葉市美浜区美浜 1	G ブロック	普通 157・大型 2	8:30 ～ 17:30	年末年始	普通：8 時間以内 600 円、以後 1 時間ごと 100 円 中型・大型：1 回 2,400 円	1490,255	
3	行田公園	船橋市行田 2-5	東側	普通 34	8:00 ～ 17:00	年末年始	無料	60,398	一方の駐車場への設置とする
			西側	普通 13	8:00 ～ 17:00	年末年始			
4	印旛沼公園	印西市師戸	—	普通 30・大型 2	終日	年末年始	無料	40,413	
5	北総花の丘公園	印西市原山 1-12-1	Bゾーン	普通 246・大型 2・ 障害者 2	8:30 ～ 17:30	年末年始	準中型・普通：4 時間以内 300 円、4～8 時間 600 円、 以後 1 時間ごと 100 円 中型・大型：1 回 2,400 円	336,900	一方の駐車場への設置とする
			Eゾーン	普通 148・大型 4・ 障害者 3	8:30 ～ 17:30	年末年始			
6	長生の森公園	茂原市押日 816-1	—	普通 142・ 障害者 7	9:00 ～ 17:00	年末年始	無料	54,988	
7	市野谷の森公園	流山市市野谷・三輪野山	—	普通 6	終日	なし	無料	未集計	
県立自然公園 3 施設									
8	大房岬自然公園	南房総市富浦町多田良 1212-29	—	普通 110 大型 4	24 時間	なし	無料	128,057	
9	官軍塚公園	勝浦市川津 1394	—	約 20	24 時間	なし	無料	未集計	
10	白子自然公園	長生郡白子町剃金	—	約 300	24 時間	なし	無料	未集計	
11		長生郡白子町古所 3290-19	—	約 100	24 時間	なし	無料	未集計	
県立博物館 2 施設									
12	千葉県立美術館	千葉市中央区中央港 1-10-1	—	普通 76・障害者 2	9:00 ～ 16:30	月曜（祝日の場合は翌日） 年末年始	無料	未集計	令和 10 年度から約 1 年間の休館を予定。当該期間は充電器利用不可となる
13	関宿城博物館	野田市関宿三軒家 143-4	—	普通 28	9:00 ～ 16:30	月曜（祝日の場合は翌日） 年末年始	無料	未集計	スーパー堤防内に位置しており、事業者による河川管理者との協議が必要となる

※来場者数は、直近（令和 6 年度）における施設全体の人数。未集計については、集計しておらず正確な数字が不明。

※利用時間、料金設定は、今後、変更となる可能性がある。